

筒がある。土輪塔の空輪と火輪を祀り、部落民は靈神とよび崇めてゐる。おそらく祖人の墓碑をまつたものであらう。

(住所) 佐伯市下堅田(津志河内)

研究

大嶋御番所修葺費

小引鯛網運上銀上納等について

—— 添村羽出浦にある庄屋文書 —— (七)

賛助会員 安部弥吉 衛門

鶴見町大嶋は鶴見半島の東西端にあり、当時の佐伯湾防備には無二の要地であるので、佐伯藩はここに御番所を置き、他の保戸嶋、小浦、蒲江各御番所と共に、領内治安の要衝としていたことは当然である。然るに享保十九年、大嶋御番所と修葺の際、その経費を佐伯湾内各浦浦住民の負担によつて支弁してゐる様である。(その負担は修葺費の全額か、又は一部であつたかは不明である。左記文書は、その修葺費の不足分を各浦々に割賦し、追加出銀方を浦々の庄屋に通知したものの様である。文中、石小船が、他に使い道もなき虫喰板を便所の座板の上葺にしたいからと、無出の世話を頼んでゐる。藩の金庫も貧しかつたのであらうか。尚書中の大嶋久次郎は大嶋の庄屋ではないかと思はれる。

(註) 文中「中浦」とあるは現今、鶴見町一四、「上浦」とあるは現今の上浦所から西上浦及代後海崎をどり、「嶋」は「地」とは

今、大入島一町と称えていた。

(第一資料)

大嶋御番所修復出銀増割

一、五匁六分

是は指引銭□銀神出不及

羽出浦

右首大嶋御番所修復之義、今拾四日、取掛籠申候、何分古之追加銀不足仕候故、萬諸道具等買立難成候而半成、就仕候間、相社廻候上目録等差上可申候。右書面之追加銀其浦々御取立中浦上浦三ヶ所寄集致成此方へ御差越可致下候。中浦八日野浦庄屋殿方へ、嶋之地八日向泊り庄屋殿方へ、上浦八代後庄屋殿方へ、右三ヶ所に志所集め御取立可致下候。

一、其浦々古小船、むしくい板釘をなく、寸いたにも不成、振成し船御座候ハ、有無御申越可致下候。前以申入候通、雪古んの上ふきに仕度く、具合少々の銀出し買分ニ仕度頼存候。尤此狀留りお返し可致下候。

(享保十九年) 四月廿二日

大嶋

久次郎

右浦々

御庄屋中塚

(第二資料)

一、銀拾七匁六分

右首大嶋御番所置之表代此方、買下し違日し中候代銀之存ニ而五匁六分、指引被置候杯之様子ニ而御座候故、此御座候

享 四月廿三日

残テ

一切残 式匁四分

内 六匁小

中越分

羽出浦 中越浦

四(納り) 羽出浦分

但し錢九分六厘 羽出浦分中越浦庄屋に渡し丈金三郎

一人足米 玄斗四合

右 浦分 羽出浦分  
皮九合六勺代銀三丁貳毛 羽出浦分

但し右引四捨五入にて應座屋殿ニ

羽出浦 掛候

〔表又三分九厘貳毛

俵 金三郎

右首寅四月廿三日ニ拵相済申候

中越浦 拵右衛門殿

次の記録によつて、浦前の各網持ちが、毎年運上銀を上納していた状況の一部が窺い知られる。

竊小引網一帖の運上銀が、年額銀六百五十目から七百目と、初めて競ん左時にはさまで感ぜなかつたが、これを物納に代えて、煮干竊八十俵内外を上納して、尚若干の不足であつたと知り、この運上が相当過重であつたことを感ずる。へ小引口網と小懸網の運上銀は小銀であるが、網が小さく、漁獲が少ないためである。

元米煮干竊一俵の重量は、江戸時代から明治時代に至るまで、正味十六貫(六十粒)入と定まつていた。これを八十俵といふことになると、総重量千貳百八十貫(四、八〇〇粒)となり、これを船で運ぶには長さ五尋三尺(八、五米)の大漁船三隻を要する大量のものであり、これと当時の米に換算すれば、銀六百五拾目にて(米一石を一兩と見て)約十石八斗に当り、四斗入りの米二十八俵となる。

この外に運上銀、冥加銭なども過重であつたので、運上銀滞納の外に、拜借米、表代又は拜借銀の返納も納期に

徴れて、屢々吐責を受けられた様である。後に記す寅四月朔日付の覚書では、可なり厳しくお叱りを受けている。然し藩庁としても僅か二万石の小藩とすれば、経済は苦しく、如何に仁政を行わんとしても、意の如く実施し得ないことも度々あつたかとも思われる。左記は各網持に対する、一か年分の運上銀を收納する実態である。

(第三資料)

竊網 志帖

一銀 六百五拾目

干加七拾五俵 御割符前

庄 三 市

干賀八拾参俵 上 納  
此代銀六百参拾壹匁八分五厘 丑之年御運上ニ引  
或り拾八匁五分五厘滞

竊網 志帖

一銀 六百目

干賀七拾壹俵 御割符前

七 市 右衛門

干加八拾壹俵 上 納  
此代銀五百九拾壹匁五分三厘(重)  
或り八匁四分七厘滞

目 志帖

一銀 六百五拾目

干加七拾八俵 御割符前

權 左 衛門  
次 左 衛門

干加八拾貳俵 上 納

此代銀七百廿拾貳分  
六百五拾目 丑年綱御運上二引  
差引百貳分六分

小引 網 壹帖

一 銀 貳百目

干加 貳拾五俵 御割符前  
右代相濟

清左衛門  
源七

一 銀 網 壹帖

一 銀 百目

干加 拾貳俵 御割符前  
右

吉兵衛

干加 四俵 上級  
此代銀四拾貳分六分三厘  
或り 五拾六分三分七厘 滯  
但シ干加八俵 不足

一 銀 網 壹帖

一 銀 九拾目

干加 拾壹俵 御割符前  
或り 滯

孫左衛門

合 貳百貳拾目

干加 貳百 拾五俵 御割符前

右干加貳  
貳百貳拾九分六分壹厘 丑年綱御運上二引  
或り七拾目三分九厘 滯

二月廿四日

一 銀 網 壹帖

一 貳拾七分

一 貳拾七分六分

一 八分

一 八分

一 七拾四分

寅 四月六日

右者去右丑年綱御運上銀不足 綱四帖分割賦仕候

以上

一 四月朔日ニ書付テ以被ニ仰付一候御儀

一 銀 網 壹帖

浦々諸上納滞銀之内去丑ノ十月ノ十二日迄月割上納申付  
置候処、極月ニ至右月割之内上納相滞候ニ付其符御吟味  
被ニ仰付一候ハ、當三月十迄ニ御差延被下候ハ、以請買  
之分急度上納可仕候 御慈悲之上願之通被ニ仰付被下候  
採ニ相願 慥成申分ニ付願之通被ニ仰付 當春ニ至御浦  
奉行公吟味滞候申候得共上納將期不申候  
米拾四貫目余相滞候故 猶又上納時日吟味申候 依此上  
之御慈悲ニ來七月迄御差延被下候相願候趣相割候 年々  
御用捨御款等被ニ仰付去夏ニ御慈悲ト以願之通被ニ仰付  
置候処上納相滞 其上未ル七月迄御差延被下候孫相願候  
段我俵成申分不届之至ニ候 御時節御儀御約事 上ニモ  
御不自由被為遊 上方筋御借用ト以斯々御取統 御家中  
御扶持等ト何トモ及承通之義ニ候ハ、少々ニ而ト上納  
御指延難成儀ニ候得共 當二月分迄月迄取ト漁事ト無之  
其上去年以來之年并旁以 来ル五月中迄御差延被成候間  
右割符納殘リ之分丑月止九日迄ニ少シ無滞上納可申候  
若相滞浦等育之ハ庄屋地目付割符頭百貫共取候御吟味ニ  
可及候間 此旨小百姓末々普追申明 請書証文可差出候  
以上

寅 四月朔日 嘉永保十九年

一 四月八日ニ被<sup>レ</sup>仰付候趣御貸銀五ヶ年賦返上之内 當  
返上銀左之通

二 銀 式 六 分 壹 匁 羽 出 浦

四分三匁	四月中返上
四分三匁	五月中返上
四分三匁	六月中返上
四分三匁	七月中返上
四分三匁	八月中返上
四分三匁	九月中返上

次に「一札之事」といふ文書がある。

此は浦前の中買人が、御法度を犯して漁夫の釣つた「  
ぶり」を買い集めて、密かに塩切りにしていた人が落賣  
して大車になり、村役人始め五人組及中人まで連署して、  
諸魚改所宛に差出した稟願書であるが、其後また一ヶ月  
後にも御法度違反でもあつたものか、僅か編百四十と、  
諸魚改場は持参して売り渡したといふ稟書と、村役人一  
可連印で、御浦奉行宛てに差出している。

これ等と見れば、その時代の漁民生活の有様が窺い知  
られる。去る昭和二十年頃の大战中に、短期間の物資統  
制による苦悩を感じたのであつたが、封鎖政治幾百年か  
続いた下での、庶民生活の苦しさは如何であつたかと今  
更のように思いやられるのである。

(第四資料)

一 札之事

- 一 籾一本 民 蔵 一 籾一本 宇 吉
- 一 向一本 今 太 郎 一 向一本 善 吉

一 籾一本	新 四 郎	一 籾十式本	曾 八
一 同一本	菊 蔵		身五郎買受分
一 同一本	吉 上 郎		
一 同一本	太 市		
八 本	友助買取分		
一 籾二本	吉 松	一 同一本	徳 蔵
一 同三本	弁 太 郎	一 同二本	志 州 蔵
一 日七本	猪 三 蔵	一 同一本	重 吉
一 同一本	直 吉	一 同一本	利 三
一 同一本	刀 松	一 同一本	新 太 郎
一 同二本	万 蔵	一 同一本	龍五郎買受分
一 同七本	刀 松買取分		

古の者共七月廿九日午聞七月廿日迄釣網買取塩切仕置の  
史改場所分御差ニ付御吟味之上相分申訳無御座と可奉  
恐入候 兼而小漁之義ハ度々御役筋分取扱段間敷候様扱  
仰付候此段心得違仕重々奉恐入候 何卒格別之御慈  
悲之上可以御内濟被<sup>レ</sup>仰付被<sup>レ</sup>下候ハ、難有仕合奉<sup>レ</sup>存候  
此後右被<sup>レ</sup>仰付通り当人ニ不抱当浦之もの共聊心得違無  
御座候様急度可任上候 万一御法相背候ハ、当組共御診  
可<sup>レ</sup>仰付候共御敷申上聞敷候 依為後日一札差上候延如  
件

嘉永七庚午閏七月八日

- 羽出浦庄屋 重 右 衛 門
- 同 地目付 友 吉
- 同 頭百姓 諸 右 衛 門
- 同 当人 刀 松
- 同 同 友 助
- 同 同 龍 五 郎

諸魚改場所 (亥)

(註) この賞書には進上ノ記載文字もなく、且一賞名も柳浦奉  
行でなく諸魚改後所になつてゐる。察するに文面にあるよう  
に、内々で内資にして賞うようには、先ず諸魚改場所には、内々  
抹及消しと覆々こんだまゝである。

賞

- 一 竊 四十
- 一 同 四十
- 一 同 四十
- 一 同 二十

× 百四十

右ハ当浦中吟味仕候延書面之通御座候此段御漸申上候  
以上 但諸魚改場所持本

寅八月十日

亮被候

役人 中 印

御浦奉行

江 藤 源 助 殿  
浜 野 茂 〇 殿

西人、差出

(以上)

筆者住所 南海郡郡鶴見町羽出浦

宇田町水が谷を訪うて

(羽 茶 幹 事)

去る十月十四日、水が谷焼きたすねて大分合同の大友記者と同長格に、数名も  
のと共に四台ノ車を出かけた。且て梓峠國境紛争の古文書が出た柴野貞馬氏が、懐  
く葉内して下さつた。金跡はたしかにあり、葉強によつて金の中へ使つた道具や焼  
物の破片など多数が出た。しかレ同藩政時代のものではなく、明治二十年、三十三  
葉の投資で、仔ノ里から技術者を入れて焼いてゐることとさつた。又いおゆる水が  
谷焼も数点を見つけた。

梓山が柴野氏の志先か、東南に高く仰かれ、十戸ばかりの農家とあそりの天  
左すまひ、古く交通路としての歴史を秘めて、至極湯掛であつた。

資料と研究

佐伯と 国水田独歩 (六)

私立鶴谷学館

会員 山 本 保

「幾つあるの記」の一部と揚げます。

明治二十六年十月二日

午後三時鶴谷学館に行き、幹事諸氏と学録の事に就  
き相談する所あり。

(註) 九月三十日正午佐伯入りとし、独歩兄弟、午後  
鶴谷学館経営主任中根祿胤定と訪問。

十月一日 鶴谷学館経営主任山中盛太郎宅訪問。

十月二日 午前中、鶴谷学館長坂本永年と一積、鶴谷  
学館設立者毛利高、金子將郎訪問。以上挨拶廻  
り。午後鶴谷学館へ。そして幹事日笠泉幸と  
話し合ひいたしました。

十月四日

秋雨蕭々として物寂し。

昨日始めて学舎に出席し、二十余名の生徒に向ひ、  
開館並に初対面の詞を述べ、日課を定めて帰る。

十月五日

雨降ること蕭々たり。

昨日より始めて授業す。